

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程を公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第23号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(業務処理の原則)

第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第11条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定事業者として指定を受けようとする者は、法施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員
の氏名

(2) 条例第3条に規定する給水区域において給水装置工事事業者を行
う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地

(3) 第11条第1項の規定により事業所ごとに選任されることとなる給
水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び
当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状
（以下「免状」という。）の交付番号

(4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（以下「誓約書」という。）

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号の書類は、法施行規則様式第2によるものとする。

（指定の基準）

第5条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者

（指定証の交付等）

第6条 指定事業者は、指定給水装置工事事業者証（様式第1号。以下「指定証」という。）の交付を受けようとするときは指定給水装置工事事業者証交付（再交付）申請書（様式第2号）を企業長に提出しなければならない。

2 指定証の交付を受けている指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

3 指定証の交付を受けている指定事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 企業長は、前項の指定事業者が、事業の開始を届け出たとき、又は

第9条の指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

- 5 指定事業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損若しくは紛失したときは、様式第2号により再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定事業者は、次の各号のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項及び第3項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に法施行規則様式第10による届出書に次の書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、法施行規則様式第2による誓約書及び登記事項証明書

- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、法施行規則様式第11による届出書を企業長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことがある。

(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第11条の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は

与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 企業長は、前条各号のいずれかに該当する場合において、指定事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

(指定等の公告)

第10条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公告するものとする。

- (1) 第4条第1項の規定により指定事業者を指定したとき。
- (2) 第7条の規定により指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 第8条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定事業者の指定の効力を停止したとき。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、法施行規則様式第3による届出書により、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。
- 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(主任技術者等の職務)

第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法施行令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(事業の運営の基準)

第13条 指定事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第12条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工^{しゅん}図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 前条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(主任技術者の立会い)

第14条 企業長は、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し前条第1号の規定により指名された主任技術者又

は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることがある。

(報告又は資料の提出)

第15条 企業長は、指定事業者に対し、当該指定事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることがある。

(研修)

第16条 企業長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修を実施することがある。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、四條畷市上下水道局事務分掌規程等を廃止する規程（平成29年上下水道企業管理規程第1号）第9号の規定による廃止前の四條畷市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年四條畷市水道企業管理規程第8号）、太子町指定給水装置工事事業者規程を廃止する規程（平成29年太子町水道事業管理規程第16号）の規定による廃止前の太子町指定給水装置工事事業者規程（平成10年太子町水道事業所規程第3号）及び千早赤阪村水道事業会計規程等を廃止する規程（平成29年千早赤阪村水道事業規程第2号）第2号の規定による廃止前の千早赤阪村指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年千早赤阪村水道事業規程第2号）の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

様式第2号（第6条関係）

指定給水装置工事事業者証交付（再交付）申請書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様
（ 水道事業 ）

指定給水装置工事事業者証の交付（再交付）を受けたいので、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第6条の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-------------|--|
| 指 定 番 号 | 第 号 |
| 氏 名 又 は 名 称 | |
| 住 所 | |
| 代 表 者 の 氏 名 | 印 |
| 電 話 番 号 | |
| 交 付 申 請 | <input type="checkbox"/> 新規 |
| 再 交 付 申 請 | <input type="checkbox"/> 名称変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 代表者変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

（注）指定給水装置工事事業者証は、指定番号、指定年月日、氏名又は名称及び代表者の氏名を表示します。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。